

|  |         |  |
|--|---------|--|
|  | 第 15 条  | 港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可に係る権利譲渡許可の申請   |
|  | 第 16 条  | 港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可に係る氏名または住所変更の届出  |
|  | 第17条第1項 | 港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可に係る工事着手の届出<br>港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可に係る工事完了の届出                                     |
|  | 第 18 条  | 港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可に係る廃止の届出   |
| 3 道路占用規則（昭和37年兵庫県規則第95号）               | 第 4 条   | 道路占用許可に係る住所等の変更の届出   |
|  | 第5条第3項  | 道路占用許可に係る権利譲渡申請及び地位承継の届出   |
|  | 第8条第1項  | 道路占用許可に係る工事着手の届出   |
|  | 第8条第2項  | 道路占用許可に係る工事完了の届出   |
|  | 第 14 条  | 道路占用許可に係る廃止の届出   |
| 4 海岸保全区域等における占用等に関する規則（昭和37年兵庫県規則第98号） | 第3条第1項  | 海岸保全区域占用許可の申請  |
|  | 第2項     | 一般公共海岸区域占用許可の申請  |
|  | 第 6 条   | 海岸保全区域占用許可に係る工事着手の届出<br>海岸保全区域占用許可に係る工事完了の届出<br>一般公共海岸区域占用許可に係る工事着手の届出<br>一般公共海岸区域占用許可に係る工事完了の届出 |
|  | 第 7 条   | 海岸保全区域占用許可に係る廃止の届出<br>一般公共海岸区域占用許可に係る廃止の届出   |
|  | 第8条第2項  | 海岸保全区域占用許可に係る地位承継の届出<br>一般公共海岸区域占用許可に係る地位承継の届出   |
|  | 第9条第2項  | 海岸保全区域占用許可に係る権利譲渡許可の申請<br>一般公共海岸区域占用許可に係る権利譲渡許可の申請   |
| 5 兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）      | 第2条の2   | 公園施設に係る設置許可の申請<br>公園施設に係る設置許可変更の申請<br>公園施設に係る管理許可の申請<br>公園施設に係る管理許可変更の申請                         |
|  | 第2条の3   | 都市公園に係る占用許可の申請<br>都市公園に係る占用許可変更の申請   |

|                                      |               |  |
|--------------------------------------|---------------|--|
| 6 河川管理規則（昭和40年兵庫県規則第56号）             | 第 5 条         | 工事の着手及び完成の届出   |
| 7 港湾区域等における占用等に関する規則（昭和51年兵庫県規則第12号） | 第3条第1項<br>第2項 | 港湾水域（公共空地）占用許可の申請                                    |
|                                      | 第 9 条         | 港湾水域（公共空地）占用許可に係る工事着手の届出<br>港湾水域（公共空地）占用許可に係る工事完了の届出 |
|                                      | 第 10 条        | 港湾水域（公共空地）占用許可に係る廃止の届出                               |
|                                      | 第11条第2項       | 港湾水域（公共空地）占用許可に係る地位承継の届出                             |
|                                      | 第12条第2項       | 港湾水域（公共空地）占用許可に係る権利譲渡許可の申請                           |

兵庫県告示第 1129 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年10月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年10月30日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                                 |    |                 |               |    |
|--------------|---|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>洲本松帆線  | 南あわじ市広田広田字岡ノ下760番から<br>同 市広田広田字岡ノ下780番5まで | 旧  | 4.0から<br>15.0まで | 214.0         |    |
|              |   | 新  | 4.0から<br>20.0まで | 214.0         |    |

兵庫県告示第 1130 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年10月30日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置        | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 第H19淡路位置<br>0002号 | 19. 10. 15       | 淡路市大谷字神川307番1の一部 | 6.00          | 50.00         |

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

免税証

| 種類               | 用途 | 記号・番号       | 有効期限        | 枚 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称                              | 交付県民局  | 紛失年月日      |
|------------------|----|-------------|-------------|---|---|--------|------------|
| 100<br>リットル<br>券 | 農業 | H24 8353638 | 平成19年12月27日 | 1 | 赤穂市東有年836番地3<br>鈴与トラックステーション(株)<br>相生上りトラックステーション | 西播磨県民局 | 平成19年9月28日 |

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町北池字庄境52番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1  
有限会社大成住建 代表取締役 段畑幸彦  
加古川市西神吉町宮前821番地の101  
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新免博昭
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年5月7日  
兵庫県指令東播（建）第1-6号（19高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町米田字馬場崎854番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東延末1丁目1番地  
積水ハウス株式会社姫路支店 支店長 鳥居孝次
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年7月9日  
兵庫県指令東播（建）第1-9号（19高砂）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市加里屋字中洲3266番の一部、3266番2、3267番1の一部、3267番2、3268番1の一部、3268番2、3269番1の一部、3269番2の一部、3269番3、3269番4、3270番1の一部、3270番2、3271番1の一部、3271番2、3272番14、3272番15
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区都倉一丁目30番地  
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横山英人
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成19年9月21日

兵庫県指令西播（建）第1-15-2号（18赤穂）

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年10月30日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 塚本 隆文

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
工学部共同利用機器センターESCA/AES複合分析装置のオージェ電子分光装置更新一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地  
兵庫県立大学姫路書写キャンパス（工学部） 姫路市書写2167
- 3 落札者を決定した日  
平成19年10月15日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本電子株式会社大阪支店 大阪市淀川区西中島5-14-5 新大阪INビル
- 5 落札金額  
59,997,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告した日  
平成19年9月4日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第293号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年10月30日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉 修 悟

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
  - (2) 実施日
    - ア 新規取得講習  
平成19年12月3日（月）から同月10日（月）までの6日間（土曜日及び日曜日を除く。）
    - イ 追加取得講習  
平成19年12月6日（木）から同月10日（月）までの3日間（土曜日及び日曜日を除く。）
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階研修センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、12月10日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けているもの
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（2号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定の旧合格証の交付を受けているもの
- オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

## 4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成19年11月5日（月）から同月16日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 新規取得講習を受講しようとする者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面
  - (ア) 前記3の(1)のイに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
  - (ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
  - (エ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
  - (オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

- (ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し
- (オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 病 院 局 公 告

### 医事業務委託業者の募集公告

兵庫県立光風病院における医事業務委託業者を公募型提案競技方式により募集する。

平成19年10月30日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立光風病院長 岩本昌和

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
兵庫県立光風病院の医事業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
業者決定した後約2ヶ月を経過した日（平成20年2月1日を予定）から平成24年9月30日まで
- (4) 履行場所  
兵庫県立光風病院 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

## 2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床400床以上の病院において医事業務全般を実施し、3年以上の実績がある者であること。
- (2) 病院で使用する医療情報システム（日本電気㈱製）を用いて運用できる者であること。
- (3) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 参加手続き

## (1) 事務局

〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3  
兵庫県立光風病院 総務部 経理課  
電話 (078) 581-1013 (代)

## (2) 募集要領の配布

## ア 配布期間

平成19年10月30日（火）から同年11月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

## イ 配布場所

上記(1)に同じ

## (3) 参加表明書

## ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成19年10月30日（火）から同年11月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年11月9日（金）必着とする。

## ウ 提出場所

上記(1)に同じ

## (4) 質問及び回答

## ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成19年11月5日（月）から同月9日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年11月9日（金）必着とする。

## ウ 回答方法

平成19年11月12日（月）から同月16日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に閲覧方式により行う。

## エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

## (5) 企画提案書

## ア 提出方法

持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成19年11月12日（月）から同月16日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年11月16日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

企画提案書要約版 10部

その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立光風病院医事業務委託選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立光風病院医事業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本提案競技の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Dr. Iwamoto, Director of Hyogo Prefectural Kofu Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required :

Proposals for Medical-affairs outsourcing

(3) The acceptance period for the submission of proposals :

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Monday, November 12 through Friday, November 16, 2007

(4) Contact point for the notice :

Administration Division, Hyogo Prefectural Kofu Hospital, 3 noborio kamitanigami-aza yamada-cho Kita-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 651-1242

TEL (078) 581-1013

~~~~~  
医事業務委託業者の募集公告

兵庫県立姫路循環器病センターにおける医事業務委託業者を公募型提案競技方式により募集する。

平成19年10月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立姫路循環器病センター院長 志 田 力

- (1) 購入等件名及び数量  
兵庫県立姫路循環器病センターの医事業務 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
業者決定した後約2ヶ月を経過した日（平成20年2月1日を予定）から平成24年9月30日まで
  - (4) 履行場所  
兵庫県立姫路循環器病センター 姫路市西庄甲520
- 2 参加資格
- (1) 日本国内において、一般病床400床以上の病院において医事業務全般を実施し、3年以上の実績がある者であること。
  - (2) 病院で使用する医療情報システム（㈱富士通製）を用いて運用できる者であること。
  - (3) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
  - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 参加手続き
- (1) 事務局  
〒670-0981 姫路市西庄甲520  
兵庫県立姫路循環器病センター総務部経理課  
電話 (079) 293-3131 (代)
  - (2) 募集要領の配布  
ア 配布期間  
平成19年10月30日（火）から同年11月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。  
イ 配布場所  
上記(1)に同じ
  - (3) 説明会  
本提案型競技に参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。  
ア 日時  
平成19年11月6日（火） 午後4時から  
イ 場所  
兵庫県立姫路循環器病センター 新館5階 小会議室  
ウ 留意事項  
出席は、1社当たり2名以下とする。
  - (4) 参加表明書  
ア 提出方法  
所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。  
イ 受付期間  
平成19年11月5日（月）から同月9日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。  
郵送の場合は、平成19年11月9日（金）必着とする。  
ウ 提出場所  
上記(1)に同じ
  - (5) 質問及び回答  
ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成19年11月5日（月）から同月9日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年11月9日（金）必着とする。

ウ 回答方法

平成19年11月12日（月）から同月16日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成19年11月12日（月）から同月16日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

郵送の場合は、平成19年11月16日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

企画提案書要約版 10部

その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立姫路循環器病センター医事業務委託選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、「県立姫路循環器病センター医事業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本提案競技の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Dr. Shida, Director of Hyogo Brain and Heart Center at Himeji

- (2) Nature and quantity of the services to be required :  
Proposals for Medical-affairs outsourcing
- (3) The acceptance period for the submission of proposals :  
From 9:00am to 4:00pm every weekday from Monday, November 12 through Friday, November 16, 2007
- (4) Contact point for the notice :  
Administration Division, Hyogo Brain and Heart Center at Himeji, 520 Saishou-kou, Himeji, Hyogo Prefecture 670-0981.  
TEL (079) 293-3131

## 病 院 局 辞 令

平成19年10月22日付

(県立光風病院副院長兼参事 (医療連携担当) ・診療部精神科部長 ・県立西宮病院診療部内科部長)

幸 地 芳 朗

(県立光風病院診療部長兼部長 (医療情報担当) ・診療部精神科部長 ・検査室長 ・県立西宮病院診療部内科部長)

岩 尾 俊 一 郎

(県立光風病院社会復帰療法部長兼診療部精神科部長 ・県立西宮病院診療部内科部長)

葛 山 秀 則

(県立尼崎病院診療部精神科部長兼県立光風病院診療部精神科部長)

柴 田 明

(県立光風病院精神科救急医療センター長兼部長 (医療安全対策担当) ・診療部精神科部長 ・県立西宮病院診療部内科部長)

白 井 豊

県立光風病院精神科救急医療センター精神科部長に兼ねて補する